

## 年末調整説明会の中止

11月29日(木)に開催を予定していた年末調整説明会は、市内大規模停電の影響により中止となりました。

年末調整関係の用紙が必要な方は、室蘭税務署か市役所までお越しください。

なお、ご不明な点はお問い合わせください。

▶問い合わせ 室蘭税務署 (☎②4151)

## 平成24年分の所得税還付申告と平成25年度市・道民税申告が始まります

確定申告書は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』で簡単に作成することができ、送付または電子申告(e-Tax)で提出できます。

▶受付場所・月日

場 所		月 日
市役所	税務グループ (1階6番窓口)	1月7日(月)～18日(金) (土・日曜日、祝日を除く) 2月24日(日)・3月3日(日)
	第1会議室 (3階)	1月21日(月)～3月15日(金) (土・日曜日、祝日を除く)
鷺別公民館		2月25日(月)～27日(水)
婦人センター		3月4日(月)・5日(火)
登別温泉ふれあいセンター		3月1日(金)

※所得税の納税が必要な方の受付期間は、2月18日(月)～3月15日(金)です。

▶受付時間 9時～11時30分、13時～16時30分

▶持ち物 前年の申告書控え、源泉徴収票、印鑑など

※昨年、『確定申告書等作成コーナー』を利用した方で、利用者識別番号や予定納税額などをお知らせする必要がある方には、1月下旬に『確定申告のお知らせ』を送付します。

※『住宅借入金等特別税額控除申告書』の提出が必要な方には、市からご連絡します。

▶問い合わせ 税務グループ (☎⑧1155)、室蘭税務署 (☎②4151)

## ネットで申告『e-Tax』

所得税・消費税の確定申告がインターネットでできます。

◎メリット

①国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』で作成した確定申告書をそのまま送信できます。

②平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を付して、申告期限内に行くと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます。

※本控除の適用は、平成19年分から平成24年分の間で1回のみです。

③所得税の確定申告で、医療費の領収書や源泉徴収票などの記載内容を入力することで、提出や提示を省略することができます。

④申告された還付申告は、早期処理されます(3週間程度に短縮)。

⑤所得税の確定申告期間中は、24時間利用できます。

▶問い合わせ 室蘭税務署 (☎②4151)

## 法定調書などの提出

平成24年分の『給与所得の源泉徴収票等の法定調書』と『同合計表』の提出は所轄税務署へ、『給与支払報告書』と『同総括表』、『退職所得の特別徴収票』などは、受給者の住所地の市町村へ提出してください。

▼提出期限 1月31日(木)

※法定調書は、e-Taxや電子媒体(CD・DVD・MO・フロッピーディスクなど)でも提出できます。

※詳しくは、お問い合わせください。  
▼問い合わせ 法定調書関係 室蘭

## 年金・医療

### 20歳がスタート『国民年金』

国民年金は、日本に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方が加入し、お互いを支え合う制度です。

老後の生活保障だけではなく、障がいや死亡といった不慮の事態の備

税務署 (☎②4151)、給与支払報告書関係 税務G (☎⑧1155)

えにもなりますので、20歳になったら、忘れずに加入手続きをしてください。

きに合わせて行うので、個別の手続きは不要です。

▼手続に必要なもの 年金手帳、国民年金第1号被保険者資格取得届、印鑑

▼加入の種類  
①第1号被保険者 学生、自営業者、フリーターなど第2号、第3号被保険者に該当しない方

②第2号被保険者 会社員、公務員など厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者

③第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

▼加入手続き ①の方は年金・長寿医療グループや各支所、③の方は第2号被保険者の勤務先を通して加入の手続きをしてください。

※②の方は厚生年金などの加入手続

※年金手帳と国民年金第1号被保険者資格取得届は、年金事務所から届いている場合、お持ちください。  
※学生や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、『学生納付特例』や『若年者納付猶予』など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、加入手続きと併せて相談ください。

▼問い合わせ 年金・長寿医療G (☎⑧2137)

▼申し込み  
▼問い合わせ

中の『G』は『グループ』の略です